

○飯塚市養育支援訪問事業実施要綱

平成23年8月10日

飯塚市告示第242号

改正 H25-61、H28-67、H29-91、R3-231、R4-335

(趣旨)

第1条 この告示は、養育支援が必要であると判断した家庭に、保健師、看護師、助産師、保育士等(以下「訪問員」という。)がその居宅を訪問し、養育に関する指導及び助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的として実施する養育支援訪問事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(R4-335一改)

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、飯塚市(以下「市」という。)とする。

(対象)

第3条 事業の対象は、原則として市に住所を有し、赤ちゃんすくすく元気訪問事業の実施結果又は関係機関からの連絡及び通告により把握され、引き続き市の養育支援の必要があると認められる家庭のうち、次の各号のいずれかに該当する家庭(以下「対象家庭」という。)とする。

- (1) 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭
- (2) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、出産を望まない妊婦等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (3) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- (4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭及び虐待のおそれ又はそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (5) 公的な支援につなげていない児童(乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳から5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童)のいる支援を必要とする家庭
- (6) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭

(R3-231、R4-335一改)

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠、出産及び育児を迎えるための相談及び支援
- (2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談及び支援
- (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談及び支援
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談及び支援

(R3-231全改)

(中核機関)

第5条 事業の中核となる機関(以下「中核機関」という。)は、福祉部子育て支援課とする。

(H25-61、H28-67、H29-91一改)

2 中核機関は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 養育支援の必要があると思われる家庭に関する情報収集を行うこと。
- (2) 収集した情報から養育支援の必要性、支援計画、対象家庭に与える効果等について、関係機関と協議し、支援の対象者及び内容等を決定すること。
- (3) 養育支援に関する進行管理を行うこと。

(R3-231一改)

(訪問従事者)

第6条 訪問に従事する者は、訪問員とする。

(R4-335一改)

(遵守事項)

第7条 訪問の際は、身分証明書を提示して、市からの訪問員であることを明確にしなければならない。

2 訪問員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、又同様とする。

(R4-335一改)

(報告)

第8条 訪問員は、対象家庭を訪問した後、速やかに養育支援訪問事業報告書により、報告しなければならない。

(R4-335一改)

(ケース会議等)

第9条 前条の報告を受け、引き続き個別的な支援が必要な対象家庭に対しては、関係者によるケース会議等を開催し、適切な支援に結びつけるものとする。

2 特に個別的な支援が必要な対象家庭に対しては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置した飯塚市要保護児童対策地域協議会で協議を行うものとする。

(R4-335一改)

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年8月15日から施行する。

附 則(平成25年3月27日 告示第61号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月15日 告示第67号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日 告示第91号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月19日 告示第231号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年10月11日 告示第335号)

この告示は、告示の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。